

平成26年第3回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年5月8日(木曜日)午前10時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任 (議長提出)

追加日程第6 議会運営委員の選任 (議長提出)

追加日程第7 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出 (議長提出)

追加日程第8 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について (議員提出)

追加日程第9 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第10 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

追加日程第11 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第12 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第15 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

出席議員(15名)

1番 鈴木 繁 君

2番 阿部 健 君

3番	石川和美君	4番	佐藤信親君
5番	益子輝夫君	6番	大森富夫君
7番	塚田秀知君	8番	益子明美君
9番	岩村文郎君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	大金市美君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
環境総合推進室長	鈴木雄一君	健康福祉課長	小川一好君
建設課長	山本勇君	農林振興課長	星康美君
商工観光課長	大金清君	総合窓口課長	薄井健一君
上下水道課長	秋元彦丈君	農業委員会事務局長	鈴木真也君
学校教育課長	長谷川幸子君	生涯学習課長	穴山喜一郎君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（塚田秀知君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（塚田秀知君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

那珂川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤信親君及び5番、益子輝夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（塚田秀知君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（塚田秀知君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（塚田秀知君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○臨時議長（塚田秀知君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（塚田秀知君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人4番、佐藤信親君及び5番、益子輝夫君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○臨時議長（塚田秀知君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

大金市美 君 9 票

岩村文郎 君 6 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、大金市美君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（塚田秀知君） ただいま議長に当選されました大金市美君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

この際、大金市美君の議長就任のための発言を許します。

〔9番 大金市美君登壇〕

○9番（大金市美君） 改めまして、おはようございます。

ただいま多くのご支持をいただきまして、那珂川町議会議長第8代になろうかと思っております。身の引き締まる思いでございます。那珂川町で問題がかなり山積しております。我々議会として、そしてまた執行部とともに、これからよりよい那珂川町づくりに皆さんとともに邁進したいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○臨時議長（塚田秀知君） これにて臨時議長の職務は終了いたしましたので、新議長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（大金市美君） それでは、休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） ただいま配付しましたとおり、本日の議事日程を追加いたします。

◎議席の指定

○議長（大金市美君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、那珂川町議会会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

お手元の議席表のとおり、議席を指定いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金市美君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、鈴木 繁君及び2番、阿部 健君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大金市美君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（大金市美君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、大森富夫君及び7番、塚田秀知君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大金市美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大金市美君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（大金市美君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人6番、大森富夫君及び7番、塚田秀知君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○議長（大金市美君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数、

阿久津武之君 9 票

橋本 操 君 6 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、阿久津武之君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大金市美君） ただいま副議長に当選されました阿久津武之君が議場におられますので、本席から那珂川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

この際、阿久津武之君の副議長就任のための発言を許します。

11番、阿久津武之君。

〔11番 阿久津武之君登壇〕

○11番（阿久津武之君） ただいま、多くの支持をいただきまして副議長に就任することができました。と同時に、私も身の引き締まる思いであります。

副議長の職につきましては、議長を補佐しながら、議会運営がスムーズにいくように努力するというのが私の役目でございます。那珂川町、多くの問題を抱えておりますが、議長とともに一つ一つ町民の意見を十分尊重し、解決していきたいというように考えております。

また、関係各位の皆さんとともに、町民皆さんにおかれましても、今後ともご指導、ご鞭撻のほうをよろしくお願いいたしまして、お礼の挨拶にいたします。

◎常任委員の選任

○議長（大金市美君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおり選任することと決定いたしました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま総務企画、教育民生、産業建設の各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会は、正副委員長互選の上、報告願います。

各常任委員会の会場は、事務局長より連絡いたします。

○事務局長（板橋了寿君） 各常任委員会の会場を申し上げます。

総務企画常任委員会は議員控室。本議場の隣です。よろしくお願ひします。教育民生常任委員会は2階の第1委員会室。2階の奥の手前の部屋です。産業建設常任委員会は2階の第2委員会室。2階の奥、非常階段寄りの部屋です。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大金市美君） 休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

総務企画常任委員会委員長	益子 輝夫 君
副委員長	石川 和美 君
教育民生常任委員会委員長	益子 明美 さん
副委員長	鈴木 繁 君
産業建設常任委員会委員長	佐藤 信親 君
副委員長	石田 彬良 君

以上のとおりでございます。

◎議会運営委員の選任

○議長（大金市美君） 追加日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 27 分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に

佐藤 信親 君 益子 輝夫 君
益子 明美 さん 石田 彬良 君
小川 洋一 君

を指名いたします。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会運営委員会を議員控室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時36分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 石田 彬良 君

副委員長 小川 洋一 君

以上のとおりであります。

議案を配付いたします。

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

○議長（大金市美君） 追加日程第7、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行いま

す。

本件は、南那須地区広域行政事務組合規約第6条第1項の規定により6名の議員を選出することになっております。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、益子明美さん及び9番、岩村文郎君を指名いたします。

○議長（大金市美君） 投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大金市美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大金市美君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（大金市美君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人8番、益子明美さん及び9番、岩村文郎君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○議長（大金市美君） それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数	15	票
有効投票	15	票
無効投票	0	票です。

有効投票中、得票数を申し上げます。

川上要一 君	3	票
益子明美さん	2	票
石川和美 君	2	票
佐藤信親 君	2	票
小川洋一 君	2	票
橋本 操 君	2	票
大森富夫 君	2	票

以上のとおりです。

同数がおられますので、第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになっております。

くじの手順について、申し上げます。

まず、同数が6人おられますので、その中でくじを引くこととなります。くじを引く順序ですけれども、くじを引く順序をくじで決めまして、その順序に基づいて当選人の定めるくじをまた引くこととなります。当選人は5人です。ですから、1人残念ながらということになります。それでは、その準備をいたします。

川上要一君は3票ですので、当選確定です。

あと、2票が6人おられますので、益子明美さん、石川和美君、佐藤信親君、小川洋一君、橋本 操君、大森富夫君は同数でございますので、議長席の前へおいでいただきたいと思えます。

議席順に引いていただきたいと思えます。

[くじ]

○議長（大金市美君） それでは、ただいまのくじの結果ですけれども、まず、益子明美さん、それから橋本 操君、小川洋一君、石川和美君、大森富夫君、佐藤信親君、この順に引くこととなりますので、益子明美さんからくじを引いていただきたいと思えます。

これで6番のくじを引かれた方が落選ということになります。1人当選が決まっていますので、あと枠が5人。ですから、この後に6番を引かれた方が落選ということになります。

あらかじめご了承くださいと思います。

では、益子明美さんから。

〔くじ〕

○議長（大金市美君） くじの結果を申し上げます。

1番から5番を引かれた、佐藤信親君、大森富夫君、小川洋一君、益子明美さん、橋本 操君が当選人となりました。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、川上要一君、佐藤信親君、大森富夫君、小川洋一君、益子明美さん、橋本 操君が、南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大金市美君） ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました川上要一君、益子明美さん、佐藤信親君、小川洋一君、橋本 操君、大森富夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

受諾されたものと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第8、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

7番、塚田秀知君。

〔7番 塚田秀知君登壇〕

○7番（塚田秀知君） 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について、提案の趣旨説明を申し上げます。

那珂川町議会基本条例では、住民の代表者である議会が議会広報を発行し、議会の運営、審議の状況、議会活動などを住民に周知し、議会への関心を高めるよう、広報活動の充実強化に努めることになっております。

那珂川町議会では、従来より、議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集及び広報に

関する調査研究を行っていますが、今後においても引き続き議会活動を啓発し、活動の状況を住民に周知していく必要があると考えております。

つきましては、議員各位のご賛同を賜り、議会広報特別委員会の設置について議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時10分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

議会広報特別委員の指名を行います。

議会広報特別委員に

鈴木 繁 君 阿部 健 君 佐藤 信親 君 益子 輝夫 君
益子 明美 さん

を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられませんので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会広報特別委員会を議員控室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 零時 18分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 益子 輝夫 君

副委員長 佐藤 信親 君

以上のとおりでございます。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 零時 18分

再開 午後 1時 30分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎町長挨拶

○議長（大金市美君）　ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。
町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　皆さん、改めましてこんにちは。

ただいま議長のご配慮により、発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、4月20日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆さんからのご信任を得て、めでたく当選の栄を勝ち取られましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、先ほどは正副議長の選挙が行われ、議長に大金市美議員、副議長には阿久津武之議員がご当選されました。お喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう念願するものでございます。

続けて、各常任委員会など、議会の組織も構成されましたところでございますが、今後、委員会審議、あるいは各般の議会活動においてお世話になることが多いかと思えます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私も町長に就任しましてから6カ月が経過したところでございます。町長就任以来、本町の課題であります少子高齢化、人口減少対策や雇用対策、さらに地域振興対策など、多くの課題を抱えての行政運営でございますが、町民や議会のご協力をいただきながら、これらの問題に取り組み、地域の支え合いや思いやりを大切にしながら、安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

就任して最初の予算編成となりました平成26年度は、私にとりまして、本格的な行政運営への取り組みになるものと思っております。

私の掲げる「働く喜びを実感できる町」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町」、そして、「年老いても安心で、充実した生活ができる町」を目標達成の3本の柱として、総合振興計画との整合性を図りながら着実に推進してまいりたいと考えております。

町総合振興計画は、来年度が計画の最終年度になりますので、今年度は、地域での町政ま

ちづくり懇談会などを通して、町民各位のご意見をいただきながら、計画の検証と総括をしてまいりたいと考えております。そして、那珂川町をもっと明るく、もっと元気な町にするために、全職員と一丸となって、まちづくりを進めていく所存でございます。

議員の皆様におかれましても、建設的なご提言をいただき、町政発展のため何とぞご尽力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

ここで、大変貴重な時間ではございますが、「道の駅ばとう」の火災につきまして、ご報告申し上げます。

まず、議員の皆様を初め、多くの関係者、そして町民の皆様にご心配をおかけいたしました。

火災は、4月26日午後2時40分ごろ発生し、馬頭村おこしセンターのレストラン、物産品コーナー及び農産物直売所が全焼いたしました。幸い、お客様や従業員などにけが人等がなかったことが不幸中の幸いでした。消火作業に携わった消防団員の皆様を初め、消火作業を支えてくださいました北向田行政区の皆様、町民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

火災原因につきましては、会社からの報告によりますと、厨房のダクトの部分からの出火であるとのことでございます。

ゴールデンウィーク初日の惨事でありましたので、翌日、緊急取締役会が開催され、対応が協議されました。その中で、農産物直売所だけでも早急に再開することを決め、土木事務所などの関係機関のご協力により、5月1日から仮設テントで仮オープンをいたしました。

また、5月2日には、臨時株主総会が開催され、再建に向けて協議されました。

当施設は、観光の拠点であり、地域振興の核となる施設でありますので、早期再建に向けて作業を進めることとなりました。再建に向けましては、国や県の支援策について検討するとともに、町といたしましても、会社と協議しながら支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第9、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例

の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、平成26年4月1日から施行されることとされました。

これに伴い、那珂川町税条例等を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正の概要であります。個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税関係で、課税の特例期限の延長や耐震改修建築物等に対する減額措置の創設、軽自動車税の税率の引き上げと経年車に対する重課税の導入などがあります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） 補足説明をいたします。

お手元には、専決処分書のほか、参考資料として那珂川町税条例の改正概要と軽自動車税の見直しがあると思います。

今回の改正については、参考資料をごらんいただき、ご説明させていただきます。

まず、専決処分書であります。2つの条例を改正する内容になっております。

第1条が那珂川町税条例の一部改正で、第2条が那珂川町税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

それでは、第1条関係で個人住民税関連の改正概要であります。

参考資料の1ページをごらんください。

附則第4条の2になります。

非課税承認を受けた寄附財産を有する公益法人等が事前届け出を行わず合併等によりその寄附財産を他の公益法人等に移転した場合に、当該他の公益法人等が移転を受けた財産に非課税承認対象財産があることを知った日から2カ月以内に届け出を行うこと等の一定の要件

のもとで、非課税特例の継続適用を受けることができることになりました。

次に、附則第8条になります。

肉用牛の売却による事業所得に係る免除措置等について、適用期限を3年延長して平成30年度分までとなりました。

次に、附則第17条の2になります。

優良住宅地等のため所有期間が5年超えである土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得については、課税長期譲渡所得の合計額2,000万円以下の部分に対しては4%、2,000万円超の部分に対しては5%の税率によって分離課税されています。

今回、この軽減税率の適用期限を3年延長して、平成29年度分までとなりました。

続いて、附則第19条の3になります。

非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例ですが、適用対象者の範囲に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けていた個人が、当該非上場株式等の贈与者の死亡によって当該非上場株式等を相続により取得した者とみなされるものが加えられました。

次に、法人住民税ですが、同じく参考資料1ページ、条例第23条、第48条、第52条になります。

これらは、国際課税原則が見直され、外国法人の課税に当たり、全ての日本における源泉所得を総合して課税対象とする総合主義から、国内に所在する支店ごとに帰属する所得の全てを課税対象とする帰属主義に変更されたことに伴う規定の整備になります。

次に、固定資産税関連です。

参考資料の2ページになります。

附則第10条の3第9項。

これは、改正耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられた建築物等のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3カ月以内に市町村に申告したものに限り、工事完了した年の翌年度分から2年度分の税額の2分の1を減額する措置を講じることとしたものです。

次に、附則第21条第2項になります。

特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度分までの固定資産税の

非課税措置を継続する措置を廃止することとしたものです。

続いて、軽自動車税です。

参考資料 2 ページの附則第82条及び附則第16条、改正附則は第 4 条、第 5 条、第 6 条になります。

軽自動車税につきましては、平成27年度以降に新たに新規登録される 4 輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業等の負担を考慮し1.25倍に、それぞれ引き上げるものとしたものです。

また、軽自動車税においてもグリーン化税制を進める観点から、新規登録から13年を経過した 3 輪以上の軽自動車等について、平成28年度から重課税を適用することとしたものです。

ご参考までに、4 輪以上の乗用の自家用を例にご説明いたしますと、平成26年 5 月現在、軽自動車を所有している場合、現行の7,200円が課税されますが、13年を経過した翌年度から重課税となり、12,900円が課税されます。

平成26年 5 月に新車に買い替えた場合も7,200円の課税ですが、13年を経過した翌年度から12,900円の課税となります。

来年、27年 5 月に新車に買い替えた場合は、平成28年度から10,800円が課税され、13年を過ぎた平成41年度から12,900円の課税となります。

2 輪車等については、平成27年度課税分から税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満のものは2,000円に引き上げることとしたものです。

その他の改正につきましては、法律の改正に合わせて条項の削除や条文の整理を行ったものです。

続いて、第 2 条関係ですが、平成25年12月に議決をいただきました那珂川町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

これらの改正は、法律名や法律番号の整理のためのものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 専決処分ですけれども、4つの要件のうち、どれに当てはめて専決処分としたのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから2番目に、町内には、現在外国人の方々は何人いるか。外国人が経営している法人、そういったものは何件あるのか。そういう中で、町民税を納めているケースを伺いたいと思います。

それから、軽自動車税率の引き上げになるわけですがけれども、それも含めて、今回の増税でどのくらいの増税になるのか、試算額を示してほしいと思います。

以上。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） 専決処分については、さっき町長から説明したとおり地方自治法179条の関係で、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認めるとき、地方公共団体の長は、その議決事件を処分することができるかと規定されています。その関係で、今回の改正は3月31日公布、4月1日施行となったものですから、専決処分が必要になったものでございます。

あと、法人の関係なんですけれども、外国法人は今のところ登録されておられません。外国人の町民税、個人のものには数字を持ってきていませんので、申しわけございませんけれども、よろしくお願ひします。

あと、軽自動車税の増税でございますけれども、平成27年、来年は2輪車だけですから、オートバイの税率の引き上げでございますので、現在、2,478台ありまして、270万円の増を見ております。

そのほか4輪車、28年度から4輪車が課税になりますので、大体4輪車の新規登録が500台くらいだと思うんですけれども、毎年毎年数字は違いますけれども、今のところ平均すると500台ぐらいで、これで先ほどの2輪車と軽4輪で400万円ぐらいの増税を考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 緊急性ということですがけれども、本当に時間的に余裕がないのかということちょっと疑問に思うんですね。3月31日、4月1日施行というようなことで、時間的には余裕があるのではないかというふうに私は思うんですよ。だから、これをいつも理由にして専決処分ということと言われるんですけれども、私は、そこはちょっと、24時間内には議会にかける、そういう余裕的な時間というのはあるのではないかというふうに、いつも思うんですよ。

だから、そこをもう一度きちんと示す必要があると思いますので、そこをもう一度説明いただきたいと思います。

それから、加えて、増税を決めるのに、議会に諮らずに増税を決めるということをそのまま承認するというふうには私は考えません。ですから、その辺ももう一度、明確に説明いただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） 今回の改正につきましては、国のほうでも県のほうでも説明会はあるんですけども、どれとどれが通るかということでなかなかもめていたものですから、3月31日に通ったということでメールが来て、それですぐ専決処分ということになりました。あと、増税、これは地方税法で決まっているものですから、私どもでも町でも、それに従うわけでございますので、よろしくお願いします。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） メールが何時ごろ来るんですか。

時間的に、そういう招集する時間が本当はないのかということ。大体増税するなら試算をしておいて、こういう条例案ももう事前につくってあるわけですよ。だから、万全な構えでもって議会にかけるということをしているわけですから、こういうふうに専決処分をしなくても、これはきちんと議会側として対処する、そういう用意をとっておく。事前の相談もあってしかるべきだと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（佐藤良美君） 専決処分につきましては、地方自治法に認められている制度として運用をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 先ほど、大森議員の質問に対して、軽自動車のほうが27年度が270万円、あと、28年度の400万円の増収になるというわけなんですけど、全体としてもその分が増収となるわけでしょうけれども、そのうち町の財源として使用できるのはどのくらいあるのか、教えていただきたい。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） これは町の税金ですので、全部収益として町のほうで使えます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） では、増収で全部使えるということで間違いはないんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○5番（益子輝夫君） それで、その増収となった分をどんなふうにするか、予定は組んであるのかなのか、その辺も伺いたと思います。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（小室金代志君） これは、平成27年度から増えるものですから、27年度予算に反映されてくると思いますので、それ以降です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 27年度、そうすると、来年、再来年ということになって、金額的には増収になるけれども、それはまだまだどういうふうにするかということは、今後考えていくという方向なんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 特に今回の専決処分については増税なので、それは承認しがたいということですが。

それから、その理由も、メールというのは大体24時間あるわけですよ。24時間内にメールが送られてくるわけでしょう。だから、当然議会にかかるだけの時間的な余裕はあるはずだというふうに、私は考えます。

先ほども申しましたように、こういうふうに議案書として出される前から予定して、その増税額も計算されてこういうふうに表示されているわけですから、事前に議会にかかる態勢、こういう書類もできているわけですよ。ですから、きちんとそれは議会にかかるべきだと思いますので、そういった2つの反対要件を示しまして、私はこれには反対をいたします。承認をしないということですが。

○議長（大金市美君） 続いて、本案に対する賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大安市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大安市美君） 起立多数と認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大安市美君） 追加日程第10、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、塚田秀知君の退席を求めます。

〔7番 塚田秀知君退席〕

○議長（大安市美君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたします議員選任の監査委員は、塚田秀知議員であります。

塚田議員は、ご承知のとおり平成22年5月1日に那珂川町議会議員として就任し、精力的に議員活動に邁進してこられました。また、平成19年4月から2年間は盛泉行政区長を務めるなど、地域の信頼も厚く、議員選任の監査委員として識見もすぐれ、適任者として提案するものでございます。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大安市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

7番、塚田秀知君の入場を許します。

〔7番 塚田秀知君入場〕

○議長（大金市美君） 塚田秀知君に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、総務企画常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11とし、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題と

することに決定いたしました。

◎総務企画常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金市美君） 追加日程第11、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

総務企画常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金市美君） 追加日程第12、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、産業建設常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金市美君） 追加日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金市美君） 追加日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定

いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第15として、直ちに議題としたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金市美君） 追加日程第15、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大田市美君） これにて、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。礼。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分